

代議員選挙実施細則

(目的)

第1条 本細則は、代議員選挙規程第1条に基づき、代議員選挙の実施に係る方法を定める。

(選挙管理人の推薦)

第2条 会長は正会員から選挙管理人候補者を理事会へ提案する。

2 理事会は提案された選挙管理人候補者の審議を行い、2名以上4名以内の選挙管理人を選任する。

(代議員候補者の公募)

第3条 選挙管理人は2年に1回1ヶ月に代議員候補者の公募を行う。

2 前項の公募は会報「ふえらむ」会告およびホームページにて正会員に公告する。
3 候補者の公募期間は概ね1ヶ月とする。

(立候補の要件)

第4条 次の要件を満たす正会員は代議員選挙へ立候補することができる。

- 一 前条の公募開始時に会員歴が継続して10年以上あること。
- 二 正会員である推薦者が20名以上いること。1推薦者が推薦できる候補者は1名とする。
- 三 前条の公募開始時に立候補者と推薦者が全員年会費を完納していること。

(立候補の方法)

第5条 立候補は会報「ふえらむ」会告記載の所定用紙に必要事項を記載し、それを選挙管理人へ提出することとする。

(代議員候補者推薦名簿の作成)

第6条 理事会は、以下の各号に従い、原則として160名以内の代議員候補者推薦名簿を作成する。

- 一 現役員のうちから30名以内
- 二 次期役員候補者として学会部門会議から推薦された者11名以内
- 三 前号のほか、学会部門会議から推薦された者65名以内
- 四 次期役員候補者として生産技術部門会議から推薦された者11名以内
- 五 前号のほか、生産技術部門会議から推薦された者65名以内
- 六 次期役員候補者として会長から推薦された者8名以内
- 七 前号のほか、会長から推薦された者10名以内
- 八 各支部から推薦された者7名以内

- 2 代議員候補者推薦名簿の様式は別に定める。
- 3 理事会は第5条の公募が終了する前までに代議員候補者推薦名簿を選挙管理人へ提出する。

(代議員候補者の決定)

第7条 選挙管理人は、公募期間終了後直ちに前条および第5条の規定により立候補した代議員候補者を確定し、代議員候補者名簿を作成し、協会事務所で閲覧するほか、ホームページで公告する。

(代議員選挙の公告)

第8条 選挙管理人は、代議員候補者確定後、選挙の詳細を決めた代議員選挙の公告を行う。

2 前項の公告は会報「ふえらむ」会告およびホームページにて行う。

(代議員選挙の実施)

第9条 前条により公告された代議員選挙は、2年に1回1月に行う。

- 2 代議員選挙は、1月号の会報「ふえらむ」に同封された用紙に必要事項を記入し、それを会報「ふえらむ」に綴じ込まれた封筒に入れ、本会選挙管理人宛てに郵送する投票により行う。
- 3 投票は無記名とするが、選挙権の有無を確認するため、投票者は郵送用封書の表に会員氏名を記載しなければならない。記載のない封筒に入れられた投票用紙および投票者の記名がされた投票用紙は無効とする。
- 4 投票用紙に記載された候補者のうち、適任とは思われない候補者に×印を付ける方式で投票を行う。必要とされる数の×印が記載されていない投票は無効とする。
- 5 投票は締切日の17時までに日本鉄鋼協会事務所に到着したもの有効投票とする。

(開票)

第10条 日本鉄鋼協会職員は、選挙管理人の管理監督下で開票作業を行い、結果を選挙管理人に報告する。

(当選者の決定)

第11条 選挙管理人は前条の報告に基づき、適任と認める票を有効投票の過半数獲得した者で、適任と認める得票数の多い順に定員枠（160名以内）に入る最大の人数の者を代議員選挙の当選者とする。

2 当選した代議員の氏名、所属機関はホームページおよび会報「ふえらむ」で公告する。

(規則の変更または廃止)

第12条 この細則の変更または廃止は理事会の決議を経て行う。

付 則

この細則は、平成24年8月1日より施行する。